

青色防犯パトロール参考資料

緊急事態で110番通報する場合

- 1 110番通報の前にひと呼吸おいて、「今、電話をかけている場所」を確認して下さい。
→ 近くに学校などがあれば…「○○市の○○中学校の南西角（正門前）にいます」
交差点名の表示があれば…「○○交差点の北西角にいます」「○○交差点を東に50mほど入ったところです」
道路標識管理データの活用
- 2 110番通報は、伝聞ではなく可能な限り本人が実施して下さい。
→ 警察官の到着を少しでも早く、また正確な情報伝達のために、事案を直接見た本人が実施して下さい
もし伝聞の場合、「いつ頃・何が・どこで発生した」かを出来るだけ明確に伝えて下さい。
- 3 携帯電話で110番通報し、現場で警察官が到着するのを待っていただく場合は、到着までの間その電話を使用しないで下さい。
→ 折り返し、警察から問い合わせの電話をかける場合があります。

パトロール中の留意事項

- 1 警察職員・緊急車両と誤認される可能性がある、ということを念頭に置いて下さい。
→ 青色回転灯は人目につきやすく、機動力もあるなど多くのメリットがあります。
同時に、警察職員や緊急車両と誤認される可能性が高いということを常に念頭に置いて下さい。
- 2 急訴を受ける可能性がある、ということを意識して実施して下さい。
→ 急訴を受けた場合は緊急事態かどうか判断し、緊急であれば110番通報して下さい。
緊急でない場合は管轄する警察署に連絡して下さい。
警察職員と誤認されている場合はパトロール中のボランティアである旨を告げて下さい。
- 3 道路交通法は必ず守って下さい。
→ パトロールはあくまでも犯罪抑止のために実施していただくもので、青パトは緊急自動車ではありません。
パトロール中に不審者を追尾したことにより交通違反をしてしまっても免責されません。
パトロール車は、通常よりもややゆっくり目で走行する方が効果的です。
- 4 活動中の危険に備えて、携帯電話・防犯ブザー・警笛等を携行して下さい。
→ 犯人や不審車両等を目撃した場合、特徴点等を速やかに通報して下さい。
緊急事態の場合、防犯ブザーや警笛を吹鳴して周囲に危険を知らせて下さい。